

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2023年7月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2023年6月中旬～2023年7月中旬）

- 中華人民共和国対外関係法
- 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定
- ドローン飛行管理暫定条例

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 知財局による専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインの公表

III. 中国法務の現場より

「中国電子商取引大手への約1,400億円の処罰事件」

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2023年6月中旬～2023年7月中旬）

◆ 中華人民共和国対外関係法¹

全国人民代表大会常務委員会 2023年6月28日公表、2023年7月1日施行

1. はじめに

2023年6月28日、第14期全国人民代表大会常務委員会第3回会議で可決された「中華人民共和国対外関係法」（以下「対外関係法」という。）が2023年7月1日に施行された。

中国の法体系における対外関係法の地位と役割について、全国人民代表大会常務委員会法制委員会の主任は記者の質問に対し、「外交関係法は中国の対外関連分野における基本的かつ包括的な法律であり、対外関連法令の分野において統一かつ包括的な役割を果たしている。対外関係法の公布は、中国の対外関係法治体制の構築における重要なマイルストーンである。」と述べた²。中国の対外関連法令の体系において、対外関係法は基礎的な位置を占め、中国の対外活動の全般的な指導的意義のある指針と原則を明確にし、対外関係の全分野の業務について基本的かつ原則的な規定を設けている³。

対外関係法は、中国建国以降初めて外交の一般政策、原則、立場及び制度体系を定めた外交関係法令であり、本稿では、主に対外関係法の重要な内容を紹介する。

2. 要点

対外関係法においては、対外関係の職権、域外適用制度及び反制裁措置等が規定されている。

(1) 対外関係の職権

対外関係に関して、各国家機関の職権は以下の通り定められている⁴。

各国家機関の名称	対外関係の職権
中央外事工作領導機關	対外業務の政策決定及び議事調整に責任を負い、国の対外戦略及び関係する重大な方針・政策を検討して策定し、その実施を指導する。対外業務のトップダウン設計、一元的な調整、総体的な推進、実行の促進に責任を負う。
全国人民代表大会及びその常務委員会	外国と締結する条約及び重要な協定を批准し、及び破棄し、憲法及び法律に定める対外関係に係る職権を行使する。積極的に対外往来を実施し、各国議会、国際及び地域議会組織との交流及び協力を強化する。
中華人民共和国主席	中華人民共和国を代表し、国事活動を行い、憲法及び法律に定める対外関係に係る職権を行使する。
国务院	対外事務を管理し、外国と条約及び協定を締結し、憲法及び法律に定める対外関係に係る職権を行使する。
中央軍事委員会	国際軍事交流及び協力を組織して実施し、憲法及び法律に定める対外関係に係る職権を行使する。

¹ 「中華人民共和国対外関係法」

² <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202306/dfb5d69d9ba34a3ca36bbc76d6b567d5.shtml>

³ https://www.mfa.gov.cn/web/wjdt_674879/zcjd/202306/t20230629_11105673.shtml

⁴ 対外関係法第二章

各国家機関の名称	対外関係の職権
中華人民共和国外交部	法に従って外交事務を行い、党及び国の指導者と外国の指導者との外交往来に係る事務を引き受ける。国家機関の各部門、各地域の対外交流・協力に対する指導、調整、管理及びサービスを強化し、外国に駐在する外交機関の業務を統一的に指導する。
中央及び国家機関	職責の分担に従い、対外交流・協力を実施する。
中華人民共和国の外国に駐在する大使館及び領事館、並びに国際連合その他の政府間国際組織に常駐する代表団等の外国に駐在する外交機関	対外的に中華人民共和国を代表する。
省、自治区及び直轄市	中央から付与された権限に基づき、特定の範囲内において、対外交流・協力を実施する。

(2) 域外適用制度の明確化

対外関係法は、初めて中国の域外適用制度を法的な形で明文化した。対外関係法第 29 条においては、中国は、国内法治及び涉外法治を一元的に推進し、涉外分野の立法を強化し、涉外法治体系の構築を強化するとされており、さらに、同法第 32 条では、国際法の基本原則及び国際関係の基本準則を遵守したうえ、涉外分野の法律・法規の実施及び適用を強化すると規定されている。

国内法の域外適用は、国際法上の属人的及び属地的管轄権を強力に補完するものであり、保護的・普遍的管轄権が反映されている。対外関係法は、初めて域外適用制度を規定するとともに、国際連合を中核とする国際体制、国際法を基礎とする国際秩序、国際連合憲章の目的と原則を基礎とする国際関係の基本準則を維持することを明確に強調し⁵、かつ、国際法の基本原則と国際関係の基本準則を遵守することを涉外分野の法令の実施及び適用の強化の前提条件としており⁶、中国の域外適用制度は国際法に基づき適正かつ秩序ある方法で推進することを示している。

(3) 反制裁措置に関する定め

現時点まで、中国は、輸出管理の分野では、「輸出管理規制法」⁷に基づく輸出管理制度及び「対外貿易法」⁸に基づく技術輸出入禁止・制限の管理制度、経済制裁の分野では、「反外国制裁法」⁹、「外国の法律及び措置の不当な域外適用の阻止に関する規則」¹⁰及び「信頼できないエンティティ・リストに関する規定」¹¹を含む反制裁及び制限のための初歩的な法制度を構築してきた。

対外関係法は、国際法及び国際関係の基本準則に違反し、中国の主権、安全及び発展の利益を

⁵ 対外関係法第19条

⁶ 対外関係法第32条

⁷ 「中华人民共和国出口管制法」

⁸ 「中华人民共和国对外贸易法」

⁹ 「中华人民共和国反外国制裁法」

¹⁰ 「阻断外国法律与措施不当域外适用办法」

¹¹ 「不可靠实体清单规定」

脅かす行為に対する相応の対抗措置及び制限措置を講じる権利が規定されている¹²。具体的には、国务院及びその部門は、必要な行政法規及び部門規則を制定し、相応の業務制度及び体制を構築し、部門による協力を強化し、関係する対抗措置及び制限措置を確定し、及び実施するとされている¹³。したがって、対外関係法は、中国の対外関係法制度の上位法として、中国の対外関係に関する包括的な法的手段を充実させ、反制裁措置と制限措置の策定と実施のための法的根拠を提供するものである。

◆ 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定¹⁴

国家市場監督管理総局 2023年6月25日公布、2023年8月1日施行

1. はじめに

2022年6月24日、改正中華人民共和国独占禁止法¹⁵（以下「**独禁法**」という。）が公布されたことに伴い、「知的財産権の濫用による競争排除、制限行為の禁止規定」（以下「**本規定**」という。）を含む独禁法に関する6つの規定（その他には、「独占合意禁止規定」¹⁶、「市場支配的地位濫用行為禁止規定」¹⁷、「事業者集中審査規定」¹⁸、「行政権力の濫用による競争排除、制限行為の禁止暫定規定」¹⁹及び「事業者集中申告に関する基準規定」²⁰である。）についても意見募集稿が公表された。

その中で、2023年3月10日に国家市場監督管理総局は、上記の独禁法に関する各種細則のうち、本規定及び「事業者集中申告に関する基準規定」以外の4つの規定を正式に公布し、2023年4月15日から施行となった。本規定も、2023年6月25日に正式に公布され、2023年8月1日から施行となった。

本規定について元々「知的財産権の濫用による競争排除、制限行為の禁止に関する規定」²¹（以下「**原規定**」という。）が制定されていたが、本規定の施行により失効となった。本規定は、知的財産権の濫用による独占行為に関する規定として、原規定を基礎として制定されたものであり、本稿では、今般廃止された原規定と比較し、特に着目すべき内容に絞って紹介する。

なお、残りの「事業者集中申告に関する基準規定」については、まだ正式なものが公布されておらず、今後引き続き動向に注視しておく必要がある。

¹² 対外関係法第33条第1項

¹³ 対外関係法第33条第2項

¹⁴ 「禁止濫用知識產權排除、限制競爭行為規定」

¹⁵ 「中華人民共和國反壟斷法」

¹⁶ 「禁止壟斷協議規定（征求意见稿）」

¹⁷ 「禁止濫用市場支配地位行為規定（征求意见稿）」

¹⁸ 「經營者集中審查規定（征求意见稿）」

¹⁹ 「制止濫用行政權利排除、限制競爭行為規定（征求意见稿）」

²⁰ 「關於經營者集中申報標準的規定（修訂草案征求意见稿）」

²¹ 「關於禁止濫用知識產權排除、限制競爭行為的規定」

2. 要点

(1) 条文構造について

本規定は原規定の 19 条から 33 条に増え、その内容は、独禁法との関連性を持ち、体裁の面ではより完成度が高くなった。一方、知的財産の分野における特有の行為に対して修正が加えられ、内容はより詳細で具体的に定められている。
全体的に、本規定は以下の 6 つの部分に分けられる。

	条項	主な内容
一	第 1 条～第 4 条	独占禁止及び知的財産権保護の目標、知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の定義等の通則
二	第 5 条～第 16 条	独禁法第 3 条に定める独占行為（独占合意、市場支配地位の濫用並びに競争を排除もしくは制限する効果を有し、又は有するおそれがある事業者の集中）の細分化
三	第 17 条～19 条、第 21 条	パテントプール ²² 、標準必須特許 ²³ 及び著作権を含む知的財産権の分野における特有の独占合意に関する定め
四	第 20 条、第 22 条及び第 23 条	知的財産権に関する市場支配地位の濫用行為を認定する場合の正当な理由、知的財産権の濫用による独占行為の認定手順、並びに知的財産権行使行為の競争に対する影響を分析する場合の考慮要素等、知的財産権による独占行為の共通問題に関する規定
五	第 24 条～第 31 条	知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限行為の罰則等
六	第 32 条、第 33 条	独禁法の適用及び本規定の実施日に関する定め

(2) 知的財産権の行使による独占合意の形成の手配又はその形成への幫助の禁止

独禁法第 19 条においては、事業者は、他の事業者による独占合意の形成を手配し又は他の事業者による独占合意の形成のために実質的幫助を提供することが禁止されている。本規定第 6 条第 2 項では、事業者の間で知的財産権を行使する方法で独禁法第 19 条に禁止される行為を実施しなければならないと規定されている。

この点について、本規定は、知的財産権の行使による独占合意の形成の手配又はその形成への幫助を禁止する規定を追加することにより、独禁法との連携を明確化し、知的財産権分野の独占合意の類型を整備した。

(3) セーフハーバーに関する定め

独禁法では、事業者による独占合意がなされたとしても、事業者において、関連市場において占めるシェアが国务院の定める基準を下回り、且つ国务院の定めるその他の条件を満足する場合には、禁止の対象とはしないという、いわゆるセーフハーバー制度を設けている²⁴。

²² パテントプールとは、2又は2以上の特許権者が何らかの形式を通じて各自が保有する特許を第三者に共同で許諾する合意による取決めを指す。その形式は、当該目的のために設立される専門の合併会社であってもよく、いずれかのプールの構成員又はいずれかの独立した第三者に管理を委託する方式であってもよい（独禁法第 12 条第 4 項）。

²³ 標準必須特許とは、当該標準を実施するうえで必要不可欠な特許を指す（独禁法第 13 条第 3 項）。

²⁴ 独占禁止法第 18 条第 3 項

本規定第7条第2項は、独禁法に基づき、知的財産権に関する垂直的協定²⁵におけるセーフハーバー制度を導入した。同条項は、事業者が知的財産権の行使により取引相手と契約を締結することについて、事業者は契約当事者がその関連市場において占めるシェアが市場監督管理総局の定める基準を下回り、且つ市場監督管理総局の定めるその他の条件を満足することを証明できる場合は、禁止の対象としないと規定している。また、具体的な基準については、「国務院独占禁止委員会の知的財産分野に関する独占禁止指針」²⁶の関連規定を参照することとされている。

(4) 知的財産権を有する事業者が市場支配的地位を有しているかどうかの考慮要素

事業者が知的財産権を有することは、その市場における支配的地位を認定する要素の一つを構成しうるが、それのみに基づき当該事業者が関連市場において市場支配地位を有すると推定することができない²⁷。この点について、本規定第8条第3項では、知的財産権を有する事業者が市場支配的地位を有することを認定するには、以下の要素も考慮に入れることができるとしている。

- ① 関連市場の取引相手が代替技術や代替製品に切り替える可能性
- ② 関連市場の取引相手が代替技術や代替製品に切り替えるためのコスト
- ③ 知的財産権を利用して提供される商品に対する下流市場の依存度
- ④ 取引相手の事業者を牽制する能力等

なお、上記の4つの要素のうち、①、③及び④は比較的理解しやすいが、②の「切り替えるためのコスト」はどのように測定すべきかは明確でなく、通常、知的財産権の切り替えにかかるコストは少なからず発生することから、具体的にどの程度のコストがあれば支配的地位を有するとみなすかはケースバイケースで判断する必要があると考えられる。

(5) 不公平な高値に関する規定

本規定は、新規条項として、市場支配的地位を有する事業者が不公平な高値で知的財産権を許諾する又は知的財産権を含める製品を販売する行為が禁止され、その認定について、以下の考慮要素を規定している²⁸。

- ① 知的財産権の研究開発コスト及び回収期間
- ② 知的財産権のライセンス料の算定方法及びライセンス条件
- ③ 知的財産権と比較可能な過去のライセンス料又はライセンス料基準
- ④ 知的財産権の実施許諾に関して事業者の承諾
- ⑤ その他考慮すべき関連要素

上記の規定は、不公平な高値で知的財産権を許諾する又は知的財産権を含める製品を販売する行為を認定するにあたり、「研究開発コストと回収周期」を考慮要素に入れることを明確にし、特に知識集約型産業においては、「不公平な高値」と認定されるリスクを一定程度抑止されているともいえる。

²⁵ 垂直的協定とは、異なる取引段階に属する事業者によって締結される協定をいう。

²⁶ 「国務院反壟断委員会关于知识产权领域的反壟断指南」

²⁷ 本規定第8条第2項

²⁸ 本規定第9条

(6) 知的財産権に関わる事業者の集中に関する定め

原規定においては関連規定が置かれていなかったが、本規定では、知的財産権に関わる事業者の集中が申告基準に達している場合、独禁法に従って申告しなければならず、申告せずに集中を実施すること及び申告後に承認を得る前に集中を実施することが禁止されている²⁹。

また、禁止しない知的財産権に関わる事業者の集中に対して付加できる制限条件³⁰について、本規定第16条は、知的財産権又は知的財産権に関連する事業の分離、知的財産権に関連する事業の独立性の維持、知的財産権を合理的な条件でライセンスする等の制限条件が列挙されている。

(7) パテントプールにおける支配的地位の濫用行為の細分化

原規定では、市場支配力の濫用に該当する可能性のあるパテントプールの行為として、6つの類型が列挙されていた。本規定第17条第3項においては、「正当な理由がない」ことがパテントプールを利用する市場支配力の濫用行為の構成要件であることを明確にした上で、①不公平の高値でパテントプールの特許を許諾する行為、②正当な理由なく、パテントプールのメンバー又はライセンシーによる特許の使用範囲を制限する行為、及び③正当な理由なく、競合する特許を強制的に組み合わせる許諾する行為、もしくは必要でない特許、期限の切れた特許とその他の特許を強制的に組み合わせる許諾する行為という3つの類型が追加されている。

パテントプールは、パテントライセンスの取引コストを大幅に削減し、ある程度異なる技術間の市場競争を促進することができる一方で、パテントプールがメンバー間の不正競争に関する共謀行為を助長又は隠蔽する可能性があるため、パテントプールにおける不正行為は、本規定に定める9つの市場支配的地位の濫用行為のほか、独占合意に該当する可能性もある。

(8) 標準制定及び実施の過程における禁止行為

本規定は、標準の制定及び実施を利用した独占合意について明確に規定した。

具体的には、競争関係にある事業者と共同して、特定の事業者又はその関連標準技術ソリューションを排除したり、特定事業者が関連標準を実施することを排除したり、もしくは競合する他の標準を実施しないことを合意したりする等の独占合意が禁止されている³¹。

また、標準の制定及び実施の過程における市場支配的地位の濫用行為に関する規定も整備され³²、標準必要特許の許諾について、権利者の訴訟権利の濫用問題に対し、専門的規制条項が追加され、具体的な適用要件が明確化されている³³。

²⁹ 本規定第15条

³⁰ 独禁法第35条

³¹ 本規定第18条

³² 本規定第19条

³³ 本規定第19条第1項第3号

◆ ドローン飛行管理暫定条例³⁴

国務院、中央軍事委員会 2023 年 5 月 31 日制定、2023 年 6 月 28 日公表、2024 年 1 月 1 日施行

1. はじめに

現在、中国では、民用無人航空機（以下「ドローン」という。）産業が急激な発展を遂げており、経済社会を促進する役割が日ごとに大きくなっている。産業規模としては、2016 年以後、全国で新規設立されたドローン企業の登録資本は総額約 4,300 億元に達し、2021 年末には、全国のドローン関連企業は 5 万社を超え、ドローン運営企業だけでも 1.27 万社に達している。また、ドローンは、各業界に急激に浸透し、農薬散布、電線の巡回点検、空撮、測量、警備や公共サービスといった分野で応用されており、有人航空機を代替する役割を担いはじめている。

しかしながら、これまで、中国の航空管理制度は、主に有人航空機の運営管理について定めたものしかなく、ドローンについて専ら定めた上位法は存在しなかった。

このような背景の下、2023 年 6 月 28 日、国務院と中央軍事委員会が共同して制定した「無人航空機飛行管理暫定条例」（以下「本条例」という。）が正式に公布され、2024 年 1 月 1 日から施行されることとなった。本条例は、ドローンについて専ら定めた初めての行政法規であり、本稿では、その基本制度、分類及び監督管理体制の概要を紹介する。

2. 要点

(1) ドローンの飛行の安全の管理・保証に関する制度の確立

本条例では、ドローンの飛行管理に関わる「航空機」、「操縦者」、「空域」及び「飛行活動」の 4 項目について、それぞれ以下の措置を定めている。

ア 「運営合格証」制度

本条例では、民用ドローンについて、耐空許可の申請、製品識別コードの設定、実名登録等を求めているほか、マイクロ型以外の民用ドローンを使用して飛行活動を行う企業に対し、民用航空管理当局に「運営合格証」を申請することを求めており、①安全な運営に必要な管理機構及び管理者を有すること、②安全な運営の要求に適合する航空機及び付帯設備であること、③安全に必要な管理制度及び操作規程を実施すること等を運営合格証申請の条件としている。民用航空管理当局は、申請を受けた後、運営安全評価を行った上で、その結果に基づいて運営合格証を交付するか否かを決定する³⁵。

イ 操縦者のトレーニング及び免許制度

本条例では、小型、中型及び大型の民用ドローンの操縦者に対し、「民用ドローン操縦者免許」を申請し、取得することを求めている。免許取得の条件は、安全操縦トレーニングを受け、かつ、民用航空管理当局の考査に合格することとしている³⁶。マイクロ型及び軽型民用ドローンの操縦者については、免許の取得は不要としているが、操縦方法を習得し、

³⁴ 「无人驾驶航空器飞行管理暂行条例」

³⁵ 本条例第 11 条第 1 項及び第 2 項

³⁶ 本条例第 16 条第 1 項

リスク警告情報及び関係管理制度を把握していることを求めている³⁷。

ウ 空域管理

本条例では、空域を「飛行規制空域」と「飛行可能空域」に区分している。空港、軍事管理エリアや発電所等の重要なインフラ施設とその周辺を飛行規制空域としているが、具体的には、各レベルの空中交通管理当局が確定し、市レベル以上の人民政府が公表するとしている³⁸。規制空域以外の空域は、マイクロ型、軽型及び小型ドローンの飛行可能空域とし、規制空域については、空中交通管理当局の許可を得なければ、飛行することは認められていない³⁹。

エ 飛行活動の管理

本条例では、飛行活動について、以下の措置を定めている。

①「隔離飛行」を原則とし、「融合飛行」を例外とする基本原則⁴⁰

本条例では、ドローンは、原則として、有人航空機と隔離して飛行しなければならないとしているが、警察等緊急対応を要する部門が任務を遂行する上で融合飛行を行う必要がある場合等の特別な状況下では、許可を得た上で、融合飛行を行うことが認められている。また、マイクロ型及び軽型のドローンが飛行可能空域内において融合飛行を行う場合や、農業用ドローンが融合飛行を行う場合には、空中交通管理当局の許可を得ることは必要とされていない。

②識別情報送信制度

本条例では、ドローンの飛行活動に対するリアルタイムの監督・管理を強化するために、マイクロ型以外のドローンが飛行活動を行う場合には、ドローンから当局の一体化総合監督管理サービスプラットフォームに識別情報が送信できるようにすることを求めている。

③飛行活動申請制度⁴¹

本条例では、除外事由に該当するものを除き、ドローンの飛行活動を行う組織又は個人に対し、飛行前に、空中交通管理当局に対して飛行活動申請を行うことを求めており、申請内容、許可権限及び期間、離陸前の状況報告義務、申請除外事由等について定めている。危険物を搭載する場合や群衆の上空を飛行する場合等、公共の安全に関わる飛行活動については、飛行活動申請の対象としている⁴²。

④飛行の優先順位

本条例では、飛行の秩序を維持するために、以下のとおり飛行の優先順位を定めている⁴³。

- ・ドローンは、有人航空機、動力装置のない航空機及び地上・水上の交通用具を優先させる。

³⁷ 本条例第17条第1項

³⁸ 本条例第19条第2項及び第3項

³⁹ 本条例第19条第2項第4項及び第5項

⁴⁰ 本条例第22条

⁴¹ 本条例第21条から第31条まで

⁴² 本条例第31条第2項第(二)号及び第(三)号

⁴³ 本条例第33条

- ・単独の飛行は、集団の飛行を優先させる。
- ・マイクロ型ドローンは、その他のドローンを優先させる。

⑤飛行の規範・要求及び禁止行為⁴⁴

本条例では、ドローンの飛行活動に関し、遵守すべき規範・要求及び禁止行為について定めている。飛行活動の行為規範として、飛行活動前の安全飛行準備を行うこと、飛行中の通信・連絡を維持すること、所定の安全な間隔を保つこと、空中交通管理当局の速度制限、通信及びナビゲーション等に関する規定を遵守すること等を求めており、また、禁止行為として、秘密に関わる場所を違法に撮影すること、公共場所の秩序を乱すこと、国家機関の職員の職務を妨害すること、違法な物品を投下すること、国家機密を違法に取得・漏洩することが定められている。

(2) ドローンの分類管理

本条例では、重量、飛行高度や飛行速度等の性能指標に基づき、ドローンをマイクロ型、軽型、小型、中型及び大型の5種類に分類し、各型のドローンについて異なる管理を行っている。

民用ドローン種類	分類基準 ⁴⁵	耐空許可 ⁴⁶	運営合格証 ⁴⁷	操縦者免許 ⁴⁸	融合飛行許可 ⁴⁹	飛行活動申請 ⁵⁰
マイクロ型ドローン	重量が0.25 kg未満、最大飛行高度が50m以下、最大水平飛行速度が40 km/h以下で、無線通信装置が微弱電波短距離技術要求に適合し、全行程について随時人が操縦に介入可能なドローン	不要	不要	不要	飛行可能空域内において、許可不要	飛行可能空域内においては申請不要
軽型ドローン	重量が4 kg以下かつ最大離陸重量が7 kg以下、最大水平飛行速度が100 km/h以下で、空域管理に係る要求に適合する空域維持能力及び信頼性のあるモニタリングを受けられる能力を有し、全行程について随時人が操縦に介入可能なドローン。但し、マイクロ型ドローンを含まない。	不要	必要	不要	飛行可能空域内において、許可不要。但し、飛行可能空域内における高度300m以下の飛行については、許可を得た上で融合飛行が可能	
小型ドローン	重量が15 kg以下かつ最大離陸重量が25 kg以下で、空域管理に係る要求に適合する空	不要	必要	必要	高度300m以下の飛行について、許可を	

⁴⁴ 本条例第32条及び第34条

⁴⁵ 本条例第62条第(二)号~第(六)号

⁴⁶ 本条例第8条第1項及び第2項

⁴⁷ 本条例第11条第1項

⁴⁸ 本条例第16条第1項

⁴⁹ 本条例第22条第2項及び第3項

⁵⁰ 本条例第26条及び第31条

民用ドローン種類	分類基準 ⁴⁵	耐空許可 ⁴⁶	運営合格証 ⁴⁷	操縦者免許 ⁴⁸	融合飛行許可 ⁴⁹	飛行活動申請 ⁵⁰
	域維持能力及び信頼性のあるモニタリングを受けられる能力を有し、全行程について随時人が操縦に介入可能なドローン。但し、マイクロ型及び軽型ドローンを含まない。				得た上で融合飛行が可能	
中型ドローン	最大離陸重量が150 kg以下のドローン。但し、マイクロ型、軽型及び小型ドローンを含まない。	必要	必要	必要	耐空許可を取得済みの場合、高度300 m以下の飛行について、許可を得た上で融合飛行が可能	必要
大型ドローン	最大離陸重量が150 kgを超えるドローン	必要	必要	必要	耐空許可を取得済みの場合、許可を得た上で融合飛行が可能	必要

(3) 一体化総合監督管理サービスプラットフォームの構築⁵¹

本条例では、ドローンの飛行に対する監督・管理を効果的に実施するために、ドローンに関する一体化総合監督管理サービスプラットフォームを構築した上で、空中交通管理、民用航空、公安、工業情報等の各当局がリソースを統合し、当該プラットフォームを通じてドローンに関する情報を共有し、監督・管理の情報化・スマート化を実現する旨が定められている。ただし、本条例における当該プラットフォームに関する規定は、原則を定めたものに過ぎず、今後、ドローンの監督・管理に関する規則、各地の関連基準及び規定等が徐々に整備される見通しであり、引き続き動向に注視しておく必要がある。

執筆担当：鄭依晨

⁵¹ 本条例第23条

II. 今月の中国関連ブログ記事

2023年7月にTMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

知財局による専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインの公表	
掲載日	2023年7月10日
概要	2023年6月30日に公表された、専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインについて紹介しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 中国電子商取引大手への約 1,400 億円の処罰事件

2023 年 7 月 7 日、中国人民銀行の公式サイトで公開されたニュース⁵²（以下「7 月 7 日公開ニュース」という。）と行政処罰公示情報⁵³、及び国家金融監督管理総局等の公式サイトで公開される行政処罰決定書⁵⁴等の公開情報によると、世界最大の流通総額を持つ中国のネット通販最大手であるアリババグループ傘下における電子決済サービス「アリペイ」（Alipay）を運営するアリペイ（中国）ネットワーク技術有限公司⁵⁵、及びその親会社であるアントテクノロジーグループ株式有限公司⁵⁶とその傘下機構、関係株主、関係業務を担当する高級管理職等（以下併せて「アントグループ」という。）は、過年度のコーポレート・ガバナンス、金融消費者保護、保険業務、決済サービス等の分野における法律・規定違反行為により、合計 71.23 億人民元（約 1,376.22 億円）の過料（違法所得の没収を含む。）が課された。また、アントグループが 2018 年から運営している相互監視型医療共済型のインターネット互助保険である「相互宝」⁵⁷の業務停止、及びそれによる消費者への補償も命じられた。

同日、約 11 億人のユーザーを抱える中国のソーシャルメッセージングアプリ（決済等の機能もあり）である「微信（ウィーチャット）」を運営しているテンセント・ホールディングス傘下のオンライン決済サービス「財付通（テンペイ）」の運営会社⁵⁸及びその関連機構や高級管理職等も、機構、業者及び決済等の管理規定の違反を含む 11 種類の法律・規定違反行為により、合計 29.93 億人民元（約 578.08 億円）の過料（違法所得の没収を含む）が課された⁵⁹。

上記中国の最大手プラットフォーム企業 2 社に対する行政処罰等をもって、中国の金融管理当局は 2020 年以來に実施してきた大手プラットフォーム企業によるオンライン金融活動等における法律・規定違反行為に対する集中的な取締りはひと段落完了し、常態化の監督管理に転換すると 7 月 7 日の公開ニュースで報道された。

以下では、現時点の公開情報に基づき、上記 2 件の処罰事件のうち、アントグループの処罰事件の概要をご紹介します。

⁵² <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4985377/index.html>

⁵³ 中国人民銀行「銀罰決字【2023】26~33 号」行政処罰決定書

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4081344/4081407/4081705/4985128/index.html>

⁵⁴ 国家金融監督管理総局「金罰決字【2023】1 号」行政処罰決定書

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=116553&itemId=4113>

⁵⁵ 「支付宝（中国）网络技术有限公司」

⁵⁶ 「蚂蚁科技集团股份有限公司」

⁵⁷ <https://xianghubao.alipay.com/>

⁵⁸ 「財付通支付科技有限公司」

⁵⁹ 中国人民銀行「銀罰決字【2023】34~38 号」行政処罰決定書

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4081344/4081407/4081705/4985271/index.html>

1. 背景

中国の国務院が2015年頃から推進してきた「インターネットプラス」の政策⁶⁰に伴い、近年、中国の各プラットフォーム企業が積極的にオンライン金融活動に参入することにより、オンライン金融業務が急激な発展（「野蛮な発展」と中国のメディアにしばしば呼ばれている。）を遂げた。これによって消費者金融の公益性、利便性を向上させることができる一方、アントグループを始めとする各プラットフォーム企業による無許可又は許可された範囲を超える金融活動、コーポレート・ガバナンスの不完全、決済業務における不正競争、個人情報への侵害、消費者権益の侵害、伝統的な金融監督管理の逸脱及び公平競争秩序の破壊等の法律・規定違反行為も多く発生している。

このような状況を受け、金融管理当局は2020年11月以降、アントグループ、テンセントグループ等の大手プラットフォーム企業に対してその金融活動における違法・規定違反行為の是正を継続的に督促・指導し、2023年7月頃には、プラットフォーム企業によるオンライン金融業務に抱えている目立つ問題の是正を大半完了させている。

そのため、金融管理当局は上記の大手プラットフォーム企業及びそのオンライン金融業務にかかわる一部の銀行、保険会社の過年度における違法・規定違反行為に対する行政処罰を決定すると共に、今後の監督管理活動の内容は、プラットフォーム企業によるオンライン金融活動への集中的な取締りから、常態化とする監督管理に転換すると宣言した。

2. 処罰までの事情聴取と是正措置

(1) 1回目の事情聴取

2020年12月26日、中国人民銀行、中国銀行・保険監督管理委員会、中国证券監督管理委員会、国家外貨管理局等の金融管理当局は共同でアントグループに対する事情聴取を行い、その後の記者会見⁶¹によると、事情聴取の概要は以下のとおりである。

- ① 金融管理当局は、アントグループの運営における以下の主要問題を指摘した。
 - (i) コーポレート・ガバナンスが不完全
 - (ii) コンプライアンス意識が足りず、関連規定を違反するサヤ取りの行為が存在する
 - (iii) 市場における優勢地位を利用して同業者を排除している
 - (iv) 消費者の合法的な権益を侵害し、消費者からのクレームを引き起している
- ② 金融管理当局は、アントグループに対して以下の重要業務分野における是正を求めた。
 - (i) 本来の決済業務に戻り、取引の透明度を引き上げ、不正競争を厳に禁止する
 - (ii) 法に従って許認可を取得し、合法的に個人信用徴収業務を行い、個人データやプライバシーを保護する
 - (iii) 法に従って金融ホールディングス会社を設立し、監督管理要求を厳格に具体化し、資本充足や関連取引の適法を確保する
 - (iv) コーポレート・ガバナンスの完全化を行い、関連規定を違反する信用貸付、保険、ファイナンス等の金融活動を厳格に是正する
 - (v) 適法に証券ファンド業務と資産証券化業務を展開し、証券類機構のガバナンスを

⁶⁰ 「インターネット+医療」、「インターネット+物流」、「インターネット+金融」等、インターネットと伝統的な業種を一体化させ、インターネットを通じて伝統的な業種をモデルチェンジ・グレードアップさせる政策

⁶¹ アドレス：<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4153479/index.html>

強化する

- ③ アントグループは是正の必要性を認識し、監督管理要求に応じて、速やかに是正案とスケジュールを作成すると共に、リスク管理を強化し、業務の連続性と企業の正常経営を維持し、且つ公衆への金融サービスの品質を確保すると回答した。

(2) 2 回目の事情聴取

2021 年 4 月 12 日、上記 (1) の金融管理当局は再度アントグループに対する 2 回目の事情聴取を行い、その後の記者会見⁶²の主な内容は以下のとおりである。

- ① 1 回目の事情聴取の後、アントグループは金融管理当局の指導の元で以下の内容の是正案を制定し、積極的に是正作業を行っている。また、金融管理当局は 2 回目の事情聴取を通じてアントグループに対して当該是正案に基づいて確実に是正すること及び合法的に経営すること等を改めて要求した。
- (i) 決済業務における不正競争を是正し、消費者に対して決済方法における選択権を更に与え、決済サービスを提供するアプリである「アリペイ」(Alipay) からクレジットサービスを提供するアプリである「花呗」や「借呗」等の金融商品への不正接続を切断し、決済リンクに貸付業務を組み込む等の規定違反行為を是正する
 - (ii) 情報独占を取りやめ、関連法令に基づいて許認可を取得したうえ、法に従って個人情報を取り扱う
 - (iii) アントテクノロジーグループ株式会社は全体的に金融ホールディングス会社に転換したうえ、金融活動を従事する全ての機構は当該金融ホールディングス会社に編入し、当局の監督管理を受ける
 - (iv) コーポレート・ガバナンスを完全化し、規定を違反する信用貸付、保険、ファイナンス等の金融活動を真剣に是正する
 - (v) 重要なファンド商品の流動性リスクをコントロールし、自主的に「アリペイ」(Alipay) に組み込まれているマネー・マーケット・ファンド (MMF) である「余额宝」の残高を圧縮・減少する
- ② 金融管理当局は次のステップとして、公平的且つ厳しく監督管理する原則を堅持し、プラットフォーム企業による金融活動に対して以下の監督管理活動を行う。
- (i) プラットフォーム企業による金融活動は実体経済に貢献し、金融リスクを防止することを主な目的とし、科学技術を違法・規定違反行為の隠れ蓑にしてはならない
 - (ii) 全ての金融活動は監督管理の対象とすることを堅持する
 - (iii) プラットフォーム経済の発展と監督管理の強化の両方を重視することを堅持する

3. 処罰の内容

各金融管理当局の公式サイトに公開されているアントグループへの行政処罰決定によると、アントグループに課される処罰の対象、理由、法的根拠及び過料や違法取得の没収等の概要は以下のとおりである。

(1) 中国人民銀行による 2023 年 7 月 7 日付の処罰 (「銀罰決字【2023】26~33 号」)

⁶² アドレス:<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4229432/index.html>

番号	処罰対象	行政処罰 決定書番号	違法行為類型	行政処罰内容
1	アリペイ（中国）ネットワーク技術有限公司	銀 罰 決 字 【 2023 】 26 号	1. 支払口座管理規定に違反すること 2. 決済管理規定に違反すること 3. 電気通信ネットワークの新型違法犯罪防止関連事項規定に違反すること 4. 規定通りに顧客識別義務を履行していないこと 5. 身元不明の顧客と取引すること 6. 消費者金融情報保護管理規定に違反すること 7. 金融消費者権益保護管理規定に違反すること	① 警告 ② 違法所得の没収： 83,091.414113 万人民元 ③ 過料： 223,115.389033 万人民元
2	アントテクノロジーグループ株式有限公司	銀 罰 決 字 【 2023 】 2 7号	1. コーポレート・ガバナンス関連規定に違反すること 2. 関連取引管理規定に違反すること	過料： 17,500 万人民元
3	杭州君瀚持分投資組合企業（有限組合） ⁶³	銀 罰 決 字 【 2023 】 28号	1. 資本力関連規定に違反すること 2. コーポレート・ガバナンス関連規定に違反すること	過料： 2,500 万人民元
4	杭州君澳持分投資組合企業（有限組合） ⁶⁴	銀 罰 決 字 【 2023 】 29号	1. 資本力関連規定に違反すること 2. コーポレート・ガバナンス関連規定に違反すること	過料： 2,500 万人民元
5	葛氏 （※アリペイ（中国）ネットワーク技術有限公司の元総経理）	銀 罰 決 字 【 2023 】 30号	アリペイ（中国）ネットワーク技術有限公司の以下の違法行為に対して責任がある。 1. 支払口座管理規定に違反すること 2. 決済管理規定に違反すること 3. 電気通信ネットワークの新型違法犯罪防止関連事項規定に違反すること 4. 規定通りに顧客識別義務を履行していないこと 5. 身元不明の顧客と取引すること	① 警告 ② 過料： 147.5 万人民元
6	劉氏 （※アリペイ（中国）ネットワーク技術有限公司の支払い・請求サービス部の元総経理）	銀 罰 決 字 【 2023 】 31号	アリペイ（中国）ネットワーク技術有限公司の以下の違法行為に対して責任がある。 1. 支払口座管理規定に違反すること 2. 決済管理規定に違反すること 3. 電気通信ネットワークの新型違法犯罪防止関連事項規定に違反すること	① 警告 ② 過料： 137.5 万人民元
7	屠氏 （※アリペイ（中国）ネットワーク技術有限公司の元副総経理）	銀 罰 決 字 【 2023 】 32号	アリペイ（中国）ネットワーク技術有限公司の以下の違法行為に対して責任がある。 1. 規定通りに顧客識別義務を履行していないこと	過料： 5 万人民元
8	唐氏 （※アリペイ（中国）ネットワーク技術有限公	銀 罰 決 字 【 2023 】 33号	アリペイ（中国）ネットワーク技術有限公司の以下の違法行為に対して責任がある：	過料： 5 万人民元

⁶³「杭州君瀚股权投资合伙企业（有限合伙）」、アントテクノロジーグループ株式有限公司の株主

⁶⁴「杭州君澳股权投资合伙企业（有限合伙）」、アントテクノロジーグループ株式有限公司の株主

番号	処罰対象	行政処罰 決定書番号	違法行為類型	行政処罰内容
	司の中台運営部の元総 経理)		1. 身元不明の顧客と取引すること	

(2) 国家金融監督管理総局による 2023 年 7 月 7 日付の処罰（「金罰決字【2023】1号」）

項目	内容
処罰対象	アントテクノロジーグループ株式会社
主な法律・規定の違反事実 (事由)	1. 消費者の合法的権益を侵害すること。以下の事情を含む。 ① 誤解を招く金融マーケティング宣伝行為が存在し、消費者の知る権利を侵害すること ② 一部の顧客グループに返済要求を明示していないこと ③ 一部の消費者の個人情報規定通りに取り扱っていないこと 2. 規定に違反して銀行保険機構の業務活動へ参入すること。以下の事情を含む。 ① 規定に違反して保険代理、保険仲介業務に従事すること ② 規定に違反して個人年金保障管理商品、銀行理財商品、インターネット預金商品の販売に従事すること。
行政処罰の法的根拠	1. 「銀行業監督管理法」 ⁶⁵ 第 19 条、第 44 条、 2. 「保険法」 ⁶⁶ 第 6 条、第 111 条、第 159 条、 3. 「消費者権益保護法」 ⁶⁷ 第 14 条、第 16 条、第 20 条、第 26 条、第 29 条、第 56 条 4. その他の法令規定
行政処罰内容	① 違法所得の没収： 112,977.62 万人民币元 ② 過料： 263,270.44 万人民币元 ③ 上記①と②の合計金額： 376,248.06 万人民币元

(3) 中国証券監督管理委員会浙江監督管理局による 2023 年 7 月 7 日付の処罰（「行政処罰決定書【2023】22号（アントファンド販売、林思思）」）⁶⁸

項目	内容
処罰対象	1. アント(杭州) ファンド販売有限公司 2. 林思思氏

⁶⁵ 「銀行業監督管理法」

⁶⁶ 「保険法」

⁶⁷ 「消費者権益保護法」

⁶⁸ アドレス:<http://www.csrc.gov.cn/zhejiang/c103950/c7418435/content.shtml>

項目	内容
主な違法事実	<p>1. アント(杭州) ファンド販売有限公司には以下の違法事実が存在する。</p> <p>① ファンド商品の代理販売に関する参入許可、宣伝、ファイル管理の関連規定に違反すること</p> <p>② ファンド販売機構人員管理及びコーポレート・ガバナンスの関連規定に違反すること</p> <p>2. アント(杭州) ファンド販売有限公司の総経理である林思思氏は、同社のファンド販売事業に管理責任を負い、上記1. の法律・規定違反行為の責任者である。</p>
行政処罰の法的根拠	「公開募集証券投資ファンド販売機構監督管理弁法」 ⁶⁹ 第57条等
行政処罰内容	<p>1. アント(杭州) ファンド販売有限公司への処罰</p> <p>① 警告</p> <p>② 過料： 7,368 万人民币元</p> <p>2. 林思思氏への処罰： 過料：15 万人民币元</p>

4. 今後の展望

アントグループを始めとする金融業務や保険業務に従事するプラットフォーム企業への集中的な取締り（是正要請と行政処罰等）により、一時過熱に発展し、「野蛮な成長」を遂げたオンライン金融活動には一旦ブレーキがかけられたが、今後、関係管理当局はどのようにプラットフォーム経済の発展と監督管理のバランスを取るかに関して、新しい管理法令の制定動向等を含め、引き続き注目しておくべきと思われる。

また、各金融管理当局は、7月7日公開ニュースにおいて、今回の処罰後の監督管理方針等について、「発展の理念を完全、正確、全面的に貫徹し、プラットフォーム企業による金融業務への常態化監督管理のレベル向上に力を入れ、法に基づいて各種の金融活動を全て監督管理下に組み入れ、同類業務に同等の監督管理規則を適用することを確保し、公平な監督管理を実現する。」とのコメントも行った。

執筆担当：田 暁争

⁶⁹「公开募集证券投资基金销售机构监督管理办法」

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
2023年6月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラインドボックス経営行為規範ガイドライン(試行) ・ 医薬品、医療機械、保健食品、特定医療用配方食品に関する広告審査管理弁法（意見募集稿） ・ 非正常な特許出願行為の認定及び認定後の処理に関するガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン（第一版）～重要ポイントと実務対応～ ・ 「商標審査案件の審査中止状況規則」に関する解説
2023年5月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産事件の取扱いに関する人民検察院の業務指針 ・ 薬品基準管理弁法（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高人民法院が2022年10大知財事件を公表～その1～ ・ 明細書の直接的な記載に基づかない補正が許された事例
2023年4月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独禁法関連規定について ・ 最高人民法院による<中華人民共和国民法典>の権利侵害責任編の適用 に関する解釈（一）（意見募集稿） ・ 全国の地域別最低賃金の状況（2023年4月1日時点） 	
2023年3月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立法法（2023年改正） ・ 個人情報越境移転標準契約の主な内容 ・ 「職場における女性従業員特殊労働保護制度（参考手引書）」及び「職場におけるセクシャルハラスメント防止の制度（参考手引書）」の発行に関する通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵害訴訟中に訂正された請求項の扱い及び公然実施に基づく従来技術の抗弁に関する事例
2023年2月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外商投資研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標法改正草案（意見募集稿） ・ 2022年の知的財産権取得状況（速報）

	<ul style="list-style-type: none"> 2022 年度全国法院十大商事案件 	<ul style="list-style-type: none"> 信頼できないエンティティリスト組み入れによる対抗措置事例 個人情報越境移転標準契約（中国版 SCC）の正式公布～重要ポイントと実務対応～
<u>2023 年 1 月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「対外貿易法（2022 年改正法）」 「会社法（改正草案第二次審議稿）」 「商標法改正草案（意見募集稿）」 	
<u>2022 年 12 月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による涉外民事事件の管轄に関する若干問題の規定」 「中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）」 	
<u>2022 年 11 月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「国家市場監督管理総局及び国家インターネット弁公室による個人情報保護認証の実施に関する公告」 「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」 	
<u>2022 年 10 月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）」 「ネットワークデータ分類・分級要求（意見募集稿）」 「中国共産党第二十回全国代表大会での報告について」 	
<u>2022 年 9 月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「電気通信オンライン詐欺防止法」 「『サイバーセキュリティ法』の改正に関する決定（意見募集稿）」 「北京市ビジネス経営環境整備条例」 「上海市人工知能産業発展促進条例」 	

2022年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 「自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）（意見募集稿）」 「杭州インターネット法院が個人情報保護に関する10大典型的な事件を公表」 	
速報版（2022/7/8）	個人情報越境提供標準契約規定（意見募集稿）	
速報版（2022/7/7）	改正独占禁止法	
2022年7月号	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告」 「国務院 2022 年度立法計画」 	「DiDi に対する行政処分」
2022年6月号	<ul style="list-style-type: none"> 「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」 「データセキュリティ管理認証実施規則」 「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」 	
2022年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院が薬品安全に関する典型的な事件を公表」 「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」 	
速報版	サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）	
2022年4月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定 国務院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定 	「最高人民法院が公表した2021年10大知財事件」
2022年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則 最高人民法院による「中華人民共和國民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和國反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈 	

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2023年8月10日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー 23 階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/ブラジル/メキシコ/ケニア